

(8) 公益財団法人鳥取県体育協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成30年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
54 人	172,370 千円	24,182 千円	61,130 千円	257,682 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
265,646 円	304,860 円	44 歳	286,729 円	320,346 円	33 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	157,300 円 1級13号
	高校卒	139,700 円 会長が別に定める
専門職	大学卒	208,100 円 体育指導員
	高校卒	— 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	193,300 円	224,600 円	276,200 円	— 円
高校卒		163,200 円	199,100 円	— 円	— 円	
専門職	大学卒	251,700 円	296,400 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.145 月分</td> <td style="text-align: center;">0.785 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.285 月分</td> <td style="text-align: center;">0.785 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月期</td> <td style="text-align: center;">— 月分</td> <td style="text-align: center;">— 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.430 月分</td> <td style="text-align: center;">1.570 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.145 月分	0.785 月分	12月期	1.285 月分	0.785 月分	3月期	— 月分	— 月分	計	2.430 月分	1.570 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.145 月分	0.785 月分													
	12月期	1.285 月分	0.785 月分													
	3月期	— 月分	— 月分													
計	2.430 月分	1.570 月分														
[平成30年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人あたり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">61,129,776 円</td> <td style="text-align: center;">54 人</td> <td style="text-align: center;">1,132,033 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額	61,129,776 円	54 人	1,132,033 円										
支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額														
61,129,776 円	54 人	1,132,033 円														
退職手当	[支給率] 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（中退共）の保険制度に加入。退職金給付額は、掛金16,000円を適用。ただし、指定管理施設に勤務する職員については、掛金を基本給に基づき16,000円から30,000円の間で適用。															
	[平成30年度実績] 1人当たりの平均支給額 2,788,484円															
時間外勤務手当	[平成30年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人あたり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,878,999 円</td> <td style="text-align: center;">36 人</td> <td style="text-align: center;">135,528 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給年額	4,878,999 円	36 人	135,528 円									
支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給年額														
4,878,999 円	36 人	135,528 円														

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長	給料月額16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額		
		園長及び館長	50,000 円		
		事務局次長	30,000 円		
		リーダー、 統括主幹 及び施設次長	20,000 円		
		〔平成30年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		6,540,000 円	17 人	32,059 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円		
		イ 子	9,200 円		
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算		
			〔平成30年度実績〕		
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			5,288,500 円	27 人	16,323 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給		
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		
			〔平成30年度実績〕		
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		2,835,250 円	9 人	26,252 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	〔パークアンドライド〕 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 上記加算については、現時点で適用していない。
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔平成30年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	4,639,400 円	46 人	8,405 円

6 役員報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
会長	100,000 円	該当なし	
専務理事	315,600 円	6月期 1.930 月分 12月期 2.070 月分 3月期 一月分	
理事	— 円	該当なし	会議出席報酬 1回当たり3,000円 (理事、監事) 監事報酬 1日当たり30,000円
監事	— 円		

[平成30年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,302,083 円	1 人	441,840 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,200,000 円	1 人	100,000 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
①勤勉手当	6月 勤勉 0.785月分 12月 勤勉 0.785月分 3月 勤勉 0月分	6月 勤勉 0.585月分 12月 勤勉 0.585月分 3月分 勤勉 0.4月分	県の職員との均衡
②役員報酬	6月期 1.93月分 12月期 2.07月分	6月期 1.730月分 12月期 1.870月分 3月期 0.4月分	県の職員との均衡
③退職手当	指定管理施設に勤務する職員については基本給に基づき16,000円から30,000円の間で適用	掛金16,000円を適用	労働環境が不安定な指定管理施設職員のインセンティブとして変更

(2) 適用日

- ①② 平成31年4月1日
- ③ 平成30年6月1日